平成２６年（フ）第１２７号
福岡県久留米市東櫛原町1460番地11　エクセレント櫛原105号、前住所福岡県朝倉郡筑前町山隈970番地３
債務者　原口美和子（旧姓行徳）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２７号
福岡県大牟田市平原町142―２、住民票上の住所福岡県大牟田市神田町26番地２
債務者　上條あかね
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第３４４号
仙台市宮城野区新田４丁目14番10号　高澤貸家１、従前の住所仙台市若林区沖野５丁目10番12号
債務者　高橋　　恵（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原144―１　Ａ棟211号室、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区市沢町559番地４　407号
債務者　若佐　貴弘
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
茨城県水戸市見川２丁目201番地の１　グランドメゾン高貫２号、旧住所茨城県水戸市元吉田町1055番地の３　エスケイハイツ105号
債務者　佐藤　智美
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１７８号
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤348番地　シーケル社員寮Ａ―201
債務者　宮田さゆり（旧姓飛田）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２０６号
栃木県宇都宮市戸祭町3018番地２　むぎくら第４ハイツＢ103
債務者　木村　友則
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５９号
兵庫県姫路市野里31番地
債務者　川元たまき
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２６６号
兵庫県相生市竜泉町255番地66
債務者　能登　成子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４１７号
広島市中区千田町１丁目13番６―306号　プロスペール21
債務者　大重　次夫
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３８号
広島市西区田方２丁目２番６―401号
債務者　後藤やすし
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７７号
広島市西区己斐西町27番16―304号
債務者　栗田　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９号
福岡県宗像市自由ヶ丘２丁目14番地２　グリーンハイツふくおか502号
債務者　山下賢司こと　ＪＡＶＩＥＲ　ＥＤＷＩＮ　ＢＡＴＡＲＩＯ
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３３号
山梨県山梨市上神内川1218番地の１
債務者　依田　邦彦
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
山梨県山梨市上神内川1218番地の１
債務者　依田　美月
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
山梨県甲府市西高橋町65番地　レジデンスサガラＢ202
債務者　栗田　昌哉
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
岐阜県瑞穂市穂積824番地　オレンジハウスマルセン110号
債務者　カルボニリヤ　セルソ　バリガ（ＣＡＲＢＯＮＩＬＬＡ　ＣＥＬＳＯ　ＢＡＲＲＥＧＡ）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
岐阜地方裁判所